

学校警備業務委託契約書「小学校A」（案）

学校警備業務委託について浦添市長 松本 哲治（以下「委託者」という。）と ○○○○
○○○○（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

- 1 業 務 名：浦添小学校、外5校警備業務 「小学校A」
- 2 委 託 料：年額○○, ○○○, ○○○円
（うち消費税及び地方消費税○, ○○○, ○○○円）
契約期間全体の執行予定額○○, ○○○, ○○○円
（うち消費税及び地方消費税○, ○○○, ○○○円）
- 3 履 行 場 所：別紙1のとおり。
- 4 履 行 期 間：令和8年4月1日～令和13年3月31日
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 5 契約保証金：浦添市契約規則第6条による。

（総則）

- 第1条 委託者は受託者に対し、警備対象物件について盗難、破損その他異常事態の発生を
予防し、かつ安全の確保を目的とした警備業務を委託する。
- 2 委託者及び受託者は、相互に協力し、信義に従い誠実に本契約を履行するものとする。

（警備方法）

- 第2条 警備方法は警報機器及びそれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という）に
よる「機械警備」と警備員による「巡回警備」を併用するものとする。

（業務内容）

- 第3条 委託者が受託者に委託する業務の内容等は、別紙の機械警備業務仕様書及び巡回警
備業務仕様書に定めるとおりとする。
- 2 委託者は警備対象物件又は業務内容について変更する必要がある場合は、事前に受託者
に通知するものし、委託者受託者協議の上変更するものとする。
- 3 前項の場合、委託者受託者協議の上業務委託料を改定することができる。

（委託料の支払）

- 第4条 委託料の支払金額及び支払方法は次のとおりとする。
- 2 委託料は分割して毎月支払うものとし、受託者は毎月、委託者の業務完了の確認を受け
た後、指定する方法により請求するものとする。
- 3 委託者は、受託者から委託料の請求があったときは、その適法な請求書を受理した日か

ら起算して30日以内に支払うものとする。

- 4 契約の途中において、1月に満たない端数の期間が生じたとき、又は業務が完全に履行されないときは、日割り計算とする。
- 5 各月の委託料の支払金額は、別紙1のとおりとする。

(契約の特約条項)

第5条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る浦添市の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(電話回線の利用)

- 第6条 委託者は基地局と警備業務対象物件との間の異常情報送信のために、委託者の加入する電話回線を受託者に利用させるものとする。
- 2 警備業務上必要な通信については、委託者の所有する電話を受託者に使用させるものとする。
 - 3 前2項の規定する通信にかかる費用は委託者の負担とする。

(委託者の損害賠償請求等)

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 業務不履行により委託者に損害を与えたとき及び警備区域内物件が滅失、毀損、紛失、盗難等が生じたとき及び第三者（委託者の使用者を含む）に身体の障害又は財産の障害が生じたとき。
- (2) 業務に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という）。
- (3) 第11条又は第12条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条又は第12条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみな

す。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（受託者の損害賠償請求等）

第8条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第9条 委託者は、業務内容に関し、業務の報告を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約

不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、業務に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(免責事項)

第 10 条 受託者は、次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めに任じない。

- (1) 天災地変、暴動その他等不可抗力による事故。
 - (2) 委託者の使用人又は職員により発生した事故。
 - (3) 電話線の切断及び電話局、中継電話局における電話回線の事故中に生じた事故。
 - (4) 受託者の警備時間外に起きた事故。ただし、その事故の原因が警備時間中既にあったものと証明された場合は、この限りではない。
- 2 受託者が委託者の委託する警備業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、委託者はその責任を負わないものとする。

(委託者の催告による解除権)

第 11 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 12 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。

- (2) 再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。
- (8) 第14条又は第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第11条各号又は第12条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第15条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第16条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 別紙仕様書を変更したため業務費用が3分の2以上減少したとき。

(2) 暴風、豪雨、地震、洪水、火災、騒乱、暴動その他自然的若しくは人為的事象により業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第14条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(不当介入に対する通報報告)

第18条 受託者は暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、委託者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は業務関係者(以下「下請業者等」という。)が不当要求行為を受けた場合は、受託者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、委託者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受託者は、業務上知り得た秘密は、絶対に第三者に漏らしてはならない。

(報告書)

第20条 受託者は、警備実施期間中に事故が発生した場合は、事故処理後速やかに事故原因いかに関わらず、事故の詳細についての報告書を作成し委託者に提出するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第21条 受託者は、この契約によって生じた権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(協議事項)

第23条 この契約書に定めない事項については、委託者受託者双方協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印のうえそれぞれ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

受託者

別紙1

学校警備対象物件「小学校A」及び支払について

1. 履行場所は、以下の学校の建物並びに附属物件及びその他敷地全域とする。
ただし、浦添小学校については、当該敷地内にある浦添市立教育研究所を含む。

学校名	所在地	電話番号
浦添小学校	浦添市仲間2丁目47番1号	877-2064
浦城小学校	浦添市伊祖2丁目13番1号	877-3335
牧港小学校	浦添市牧港2丁目14番1号	877-4142
当山小学校	浦添市当山2丁目34番1号	877-7595
港川小学校	浦添市城間4丁目37番1号	879-1974
前田小学校	浦添市字前田333番地	879-1947

2. 履行期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

3. 支払内訳（単位：円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					
計					

機械警備業務仕様書

1. 業務目的

警備対象物件について、盗難・破損その他の異常事態の発生予防及び安全を確保することを目的とする。

2. 実施方法

警報装置による機械警備及び警備員による巡回警備。

なお、警備対象物件に警報装置を取り付け正常に作動するまでの期間は、警備員の配置を行うものとする。

3. 業務内容

警報装置により検出される異常情報（火災及び満減水監視を含む）に基づき、遅滞なく緊急要員を当該対象物件に急行させて異常事態の確認を行い、事態の拡大防止にあたる等必要な処置を講じること。また、必要がある場合は、受託者は速やかに学校施設管理責任者である学校長及び警察又は消防機関に連絡すること。

4. 警備本部（通信司令室）との連絡

警備本部は、警備責任時間中警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。

5. 警備責任

受託者の警備責任は、委託者の警備装置の作動開始に始まり、委託者の警報装置の作動解除に終わる。また、部分使用警報装置も同様とする。

6. 警報装置

（1）警報装置は、警備対象物件で発生した異常事態を受託者の本部へ自動的に通報する性能を有すること。

（2）警報装置の部分解除により施設の部分使用ができることとする。

（3）警備装置の設置及び撤去

ア 警報装置の設置場所は、管理棟、特別教室、体育館、プール、廊下その他委託者が必要と認める場所とする。

イ 受託者が警報装置を設置するにあたり、その種類、個数及び設置場所を明示した図面を委託者に提出し、委託者の同意を得るものとする。

ウ 警報装置は受託者が設置し、受託者の所有に属する。

エ 警報装置を撤去する必要がある場合は、撤去に係る経費は受託者の負担とする。た

だし、受託者は警報装置の取り付けの必要上警備対象物件に施された孔穴等について原状回復の義務を負わないものとする。

(4) 警報機器の管理

- ア 受託者は警備業務を支障のないように実施するために、月に一度、警報装置の点検を行い、その都度委託者に結果を報告する。
- イ 受託者は警備装置に故障又は異常があった場合は、直ちに交換又は補修等の措置をとり、復旧するまでの間、警備業務に支障のないよう代替措置を講ずるものとする。
- ウ 委託者は警報装置の取り扱いについて過誤のないように注意するとともに、警報機器について、故障又は異常を発見したときは直ちに受託者にこれを通報するものとする。受託者は委託者より通報を受けたときは直ちに前項の措置をとるものとする。
- エ 警報装置の破損、磨耗等により補修又は交換を行った場合、その費用は受託者が負担する。ただし、その原因が委託者の責めに帰すべき事由にある場合は委託者の負担とする。

(5) 警報装置の変更

- ア 委託者は警報装置について移動又は変更等の必要が生じたときは、事前に受託者に通知するものとし、当該施工工事費は委託者が負担する。
- イ 前アの規定による措置を講じた場合は委託者受託者協議の上、業務委託料を改定することができる。

7. 警備開始時と終了時の取り扱い

(1) 警備開始時における取り扱い

- ア 委託者における取り扱い
 - (I) 退出者は、防犯その他の事故防止上、必要な処置を行い、各部分解除警報機器のセット状況を確認する。
 - (II) 次に退出者は、職員専用昇降口内部に設置したカードスイッチのセット状況を確認し、ON（警戒）の状態にセットする。
- イ 受託者における取り扱い
 - (I) 委託者の退出者のカードスイッチの操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

(2) 警備終了時における取り扱い

- ア 委託者における取り扱い
 - (I) 委託者に所属の最初の出勤者は施設内に入る前にカードスイッチをOFF（解除）にセットする。
- イ 受託者における取り扱い

(I) 委託者に所属する最初の出勤者のカードスイッチの操作により自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。

8. 鍵（カード）の預託

- (1) 鍵（カード）の個数は、メインキー最大3個、部分解除キー最大3個（体育館については最大4個）を原則とし、委託者と協議のうえ定め、受託者がその負担で委託者に預託する。
- (2) 委託者はその負担で、受託者に対し警備業務実施に必要な施設等の鍵を複製して預託する。
- (3) 警備実施に必要な委託者受託者相互に預託された鍵（カード）はそれぞれ厳重に保管、使用するものとする。

巡回警備業務仕様書

1. 巡回時間

(1) 24時間機械警備対象日以外の日

平日：午後8時から翌朝5時まで（夜間の不定時に3回）

(2) 24時間機械警備対象日

土・日、祝祭日及び振替休日、年末年始の休日、台風発生等による臨時休校日及びその他、教育委員会が必要と認める日

午前8時から午後5時まで（不定時に2回）

午後8時から翌朝5時まで（不定時に3回）

(3) 3月31日の巡回時間

巡回警備の終了時間は、翌4月1日午前5時までとする。

(4) 巡回時間については、学校長等の要請があれば、柔軟に対応できる体制をとること。

2. 巡回方法

(1) 巡回パトロール車で移動し、警備対象物件内においては警備員一人による巡回警備。

(2) 巡回中、警備本部から連絡が入った場合は直ちに現場に急行し、異常事態の確認、被害拡大防止等の処置をとること。

3. 業務内容

(1) 機械警備により検出される異常事態の確認、被害の拡大防止等の処置

(2) 不法侵入、挙動不審者の取り締まり

(3) 盗難、火災等の発見、処置、予防

(4) 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検

(5) 隣接地帯より波及する危険性の探知、予防

(6) 校舎内外の巡回点検

ア 水道及びガス元栓の閉塞確認及び処置、予防

イ 消灯の確認及び処置

ウ 電気機器の確認及び処置

エ 施錠確認及び処置

オ 校門の開閉

4. 報告義務

警備担当時間内における警備状況は、事故発生又は、改善事項連絡等について、その都度詳細に状況を記載のうえ毎日報告書を所定の場所に提出すること。

【主な記載事項】

- ・巡回警備担当者及び巡回の時間帯（各巡回毎）
- ・施錠忘れ、消灯忘れ、ガス栓の閉め忘れ等の場所、及びその処置状況。
- ・施錠の破損があった場合は発見時刻、その処置状況等。
- ・敷地内で不審者、不法侵入者、火遊び、飲酒等を見かけた場合、その時刻、人数、場所及びその処置状況等。また、その形跡を発見したときは、その時刻、場所、その処置状況。
- ・その他異常状況等が発生した場合はその状況等。
- ・改善事項、その他連絡等。

5. 巡回警備員

（１）資格（警備業法第３条）を有し、業務について相当の訓練を受け臨機応変の措置ができる者であること。巡回に適した体力を有していること。

（２）制定された制服制帽は、確実に着用すること。

（３）警備員は、常に身分証明書を所持すること。委託者から身分証明書の提示を求められた時は、これを提示しなければならない。

（４）巡回警備中の飲酒は固く禁ずる。

（５）巡回パトロール車は、警備会社との連絡機器を備えること。

（６）警備員は、常時警備会社と緊密な連絡を保ちながら警備業務にあたること。

6. 緊急時の連絡

巡回警備員が警備中に異常事態が発生したときは、必要がある場合は速やかに警察等に連絡し、協力をあおぐこと。また、重大な事項については、学校長へ連絡すること。